

第6章 離島地域の対策

(現状と課題)

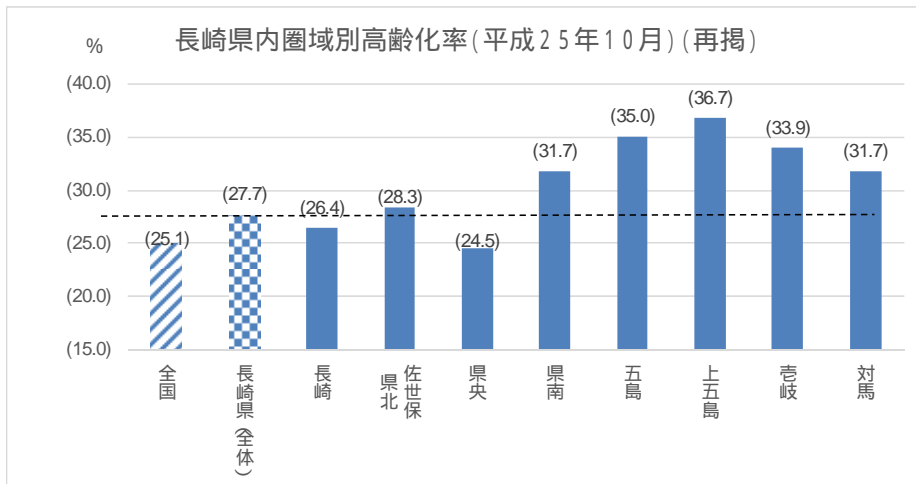
本県は、全国水準よりも早く高齢化が進んでおり、特に離島地域においては、高齢化の進行が顕著なものとなっています。

表 本県の圏域別・年齢構成別人口(再掲)

	全国	長崎県(全体)	老人福祉圏域							
			長崎	佐世保 県北	県央	県南	五島	上五島	壱岐	対馬
総人口	127,298	1,396,461	538,207	327,232	268,810	139,915	38,640	23,294	27,952	32,411
40歳以上	75,104	864,852	328,258	200,993	157,574	92,981	27,537	17,150	18,604	21,755
65歳以上 (高齢化率)	31,898 (25.1)	386,800 (27.7)	142,120 (26.4)	92,639 (28.3)	65,813 (24.5)	44,385 (31.7)	13,526 (35.0)	8,554 (36.7)	9,481 (33.9)	10,282 (31.7)
75歳以上	15,603 (12.3)	209,254 (15.0)	74,857 (13.9)	50,182 (15.3)	34,188 (12.7)	25,757 (18.4)	8,037 (20.8)	5,013 (21.5)	5,490 (19.6)	5,730 (17.7)
85歳以上	4,540 (3.6)	66,565 (4.8)	23,637 (4.4)	16,125 (4.9)	10,789 (4.0)	8,487 (6.1)	2,620 (6.8)	1,550 (6.7)	1,800 (6.4)	1,557 (4.8)

資料:平成25年10月1日推計人口(県統計課)

注)1. 高齢化率:総人口に対する65歳以上人口の占める割合



介護サービス基盤については、大規模な離島においては、施設サービスを中心に比較的充実しています。

表 介護保険施設等の65歳以上人口千人あたりの定員数

圏域	65歳以上 人口(人)	介護老人 福祉施設		介護老人 保健施設		介護療養型 医療施設		認知症高齢者 グループホーム		地域密着型 介護老人福祉 施設		計	
		定員数 (人)	千人 あたり	定員数 (人)	千人 あたり	定員数 (人)	千人 あたり	定員数 (人)	千人 あたり	定員数 (人)	千人 あたり	定員数 (人)	千人 あたり
長崎圏域	142,120	2,047	14.4	1,663	11.7	376	2.6	1,428	10.0	377	2.7	5,891	41.5
佐世保 県北圏域	92,639	1,699	18.3	1,136	12.3	467	5.0	1,236	13.3	145	1.6	4,683	50.6
県央圏域	65,813	849	12.9	680	10.3	252	3.8	722	11.0	77	1.2	2,580	39.2
県南圏域	44,385	763	17.2	667	15.0	112	2.5	981	22.1	116	2.6	2,639	59.5
五島圏域	13,526	346	25.6	200	14.8	0	0.0	303	22.4	0	0.0	849	62.8
上五島圏域	8,554	235	27.5	160	18.7	0	0.0	108	12.6	0	0.0	503	58.8
壱岐圏域	9,481	220	23.2	180	19.0	6	0.6	18	1.9	0	0.0	424	44.7
対馬圏域	10,282	230	22.4	160	15.6	0	0.0	81	7.9	0	0.0	471	45.8
県計	386,800	6,389	16.5	4,846	12.5	1,213	3.1	4,877	12.6	715	1.8	18,040	46.6

65歳以上人口は平成25年10月1日現在推計人口、定員数は平成26年度末のもの

本県には、高齢化の著しい過疎地域や多くの離島地域が存在し、架橋している島を含めた51の有人島の中で、特に、2次離島32島のうち、16島には介護事業所が無く、島内での介護が受けられない状態となっています。

表 二次離島における介護サービス事業所の有無の状況（長崎県）

市町名	二次離島の数	介護サービス事業所の有無	
		有り	無し
長崎市	2	2	0
佐世保市	3	2	1
平戸市	3	1	2
松浦市	3	1	2
対馬市	1	0	1
壱岐市	4	1	3
五島市	9	6	3
西海市	3	3	0
小値賀町	4	0	4
計	32	16	16

資料：長寿社会課調べ（H24.9.1）

（推進方策）

離島地域における介護サービスの充実を図るため、以下の制度等を活用しながら、関係市町と協力しつつ、高齢者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送ることができる地域づくりを推進します。

サービス確保が困難な離島等の特例

指定サービス事業者の要件（法人格、人員基準、設備・運営基準）の一部を満たしていない事業者のうち、一定水準を満たすサービス提供を行う事業者について、「基準該当サービス」として保険給付の対象とすることができる制度があります。さらに、「基準該当サービス」の確保が著しく困難な離島等の地域では、市町が必要と認める場合、居宅サービス・介護予防サービスに相当するものを保険給付の対象とすることができる制度があります（基準相当サービス）。

離島等の特別地域加算

サービス確保の観点から、離島等一定の地域に所在する事業所が行う訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、原則サービス費用の15%を特別地域加算として加算する制度があります。

離島等地域加算における利用者負担軽減措置

社会福祉法人等が提供する訪問介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用した場合に、10%の利用者負担を9%とし、その差額の1/2について助成する制度があります。

地域支援事業（任意事業）による渡航費の助成

小離島における介護サービスの利用を支援するため、市町が実施する地域支援事業の任意事業として、渡航費の助成事業の推奨を図ります。

離島等サービス確保対策事業

離島等地域の実情を踏まえたサービス確保等のため、離島等におけるホームヘルパー養成等、人材の確保対策に重点をおき、具体的な方策・事業の検討や施行的事業を実施する制度があります。

離島や山間地域における安定した介護サービスの確保に向け、関係市町と「離島等サービス確保対策検討委員会」を設置し、介護サービス確保のための検討を進めます。

具体的には、地理的条件や採算性の問題等からこれ以上の民間事業者参入が望めない地域において、新しい「互助」の考え方に基づき、島民による検討会の実施やボランティア・住民組織の活動により、ヘルパー養成、生活支援サービスの実施、介護予防拠点の設置などに取り組む、先進的な在宅生活の基盤づくりに資する事業等の実施可能性について協議を行っていきます。

このほか、庁内高齢者対策連絡調整会議において、生活支援サービスを支える、新しい総合事業の担い手となりうる「元気な高齢者」の活躍促進に資する施策の検討を行っていきます（再掲）。

